

発揮されるべき限定的な性能としての使用性を示したものであり、当該施設における通常の荷役作業等に関する性能を示すものではない。

別表8-3 耐震強化施設の構造部材に共通する偶発状態に対する性能照査項目と
限界値を定める標準的な指標

| 省令 | | | 告示 | | | 要求性能※ | 設計状態 | | 照査項目 | 限界値を定める標準的な指標 |
|----|---|---|----|---|---|-----------------|---------|-------|------|---------------|
| 条 | 項 | 号 | 条 | 項 | 号 | | 状態 | 主たる作用 | | |
| 7 | 3 | - | 22 | 2 | - | 修復性・使用性 偶発状態 | レベル2地震動 | - | 損傷 | - |

*) 本表における使用性は、「地震後に必要な機能(緊急物資輸送)」に対するものである。

*) 本表における修復性は、「本体の機能」もしくは「地震後に必要な機能(緊急物資輸送)」に対するものである。

(2) 洗掘及び吸出し (基準省令第7条第1項、基準告示第22条第3項関係の解釈)

当該施設の基礎及び地盤等の洗掘及び構造物の背後地盤の土砂の吸出しにより施設の安定性を損なうおそれがある場合には、当該施設の構造形式を考慮して、適切な洗掘防止対策及び吸出し防止対策を講ずる必要がある。

1.1 一般

(1) 【施】第2章1部材の照査は、港湾の施設を構成するコンクリート部材、鋼部材、及び複合構造部材等の構造性能の照査等について述べる。

(2) 【施】第2章1部材の照査は、【作】第11章材料にしたがって選定された材料を用いて、規定された方法・精度により施工された構造部材等を対象とする。

(3) 構造部材の照査では、施設に要求される性能から定まる性能規定に基づいて、構造部材の性能に対する適切な照査指標を定めることを基本とする。

(4) 構造部材への作用は、【施】第4章 外郭施設以降に示される各施設の記述を参照することができる。また、潮位や波浪等の設定にあたっては、気候変動によるその時間変化を考慮する必要がある。

(5) 構造部材に作用する環境作用は、構造部材の置かれた環境を考慮して適切に設定する。

(6) 性能照査には、材料や構造の力学機構に基づく数理モデルを用いること、あるいは実験等により実証することを基本とする。過去に豊富な実績と経験がある場合には、定量的に検証された耐力式や経験則を用いてよい。なお、必要により設定された要求性能を満足することが確認されている仕様に基づく方法も性能照査としてよい。

(7) 構造部材の性能照査にあたっては、構造部材の種別や材料特性等を踏まえて、コンクリート標準示方書¹⁾、鋼・合成構造標準示方書²⁾、または複合構造標準示方書³⁾で示される方法を参照することができる。

(8) 限界状態設計法によって部材の性能の検討を行う場合においては、材料係数、作用係数(荷重係数)、構